

## 第 1 回 多摩市公契約審議会 会議録

### 1 開催日時及び会場

平成 24 年 1 月 18 日（水） 午後 3 時から 第二委員会室

### 2 出席者（5 名）

出席者 古川会長、脇田副会長、黒木委員、井上委員、志村委員

（欠席：なし）

事務局 阿部市長、福田総務部長 會田総務契約課長、鍋村契約係長

### 3 審議内容

#### ・議題 1 「労務報酬下限額について」

議題説明 （會田総務契約課長が説明を行った。）

委員 当面の間、公共工事設計労務単価の 90% で提案したい。  
設計労務単価以上で働いている労働者の現状確保をした  
いが、労働者全体の賃金の底上げを図ることを勘案し、  
当面の間 90% が妥当と考える。

委員 野田市、川崎市の割合、働く人の向上心も踏まえ、90%  
が妥当と考える。

委員 90% は事業者としては厳しいが、経営者側が裁量できる  
部分もあるので事業者として努力する。

委員 審査委員会の方向性と同様なので 90% でかまわない。

会長 工事の熟練労働者については、公共工事設計労務単価の  
90% とする。

次に熟練労働者の割合について事務局に考えは？

事務局 野田市、川崎市にも確認したが、熟練労働者以外の現状  
については把握はしていない回答であった。  
現在受注している業者にヒアリングを数社行ったが、多く  
でも 10% 程度で全職種に存在していることではなかった。  
事務局としては、明確な根拠はないが、80% であればと考  
えている。

委員 業種、事業者の規模によっても異なるが、初年度である  
今年度は 80% で進めたらと考える。

委員 数字は不明確であるが、全般的に高齢者は増えて来ている。  
熟練者となる年数も職種により異なっているので、施行状  
況を確認し今後の課題となると考えている。

- 会 長 アンケートの結果から 80%で何とかなるのではない  
か？
- 事務局 月、履行期間内いずれで判断するのかによって変わる。
- 会 長 職種ごとに月の総労働時間に対する割合で運用していく  
ことではどうか？
- 委 員 事業者は熟練か熟練以外かの区別ではなく、単純に総労  
働時間でのみ計算することになるのでは？
- 委 員 特殊な職種以外は、複数の職種に従事することがある。
- 会 長 台帳上に同一人が同業種で熟練、熟練以外もあり、同一  
人が異業種にも記載されることになる。
- 事務局 ひとり親方は、熟練者として取り扱うことでよろしいの  
か？
- 委 員 技量がないと請負しないのでは？
- 会 長 専門職以外での労働もすることがあるのでは？ひとり親  
方以外の労働者と同じ考え方でよい。  
請負契約の経費が明白である場合は、賃金に経費を算入  
しないが不明確の場合は込で考える。  
割合については 80%とし、その運用については明日引続  
き議論をすることとする。  
次に、熟練労働者以外の者の下限額についてご意見は？
- 事務局 川崎市の業務委託の下限額は、893円から899円と  
なったことも踏まえ、休日日数の平均の17日で試算し  
た903円を事務局案として考えている。
- 委 員 川崎市の899円を下回るのはどうなのかと思いますし、  
東京都で初めての公契約でもあり、900円台の声を聞  
きたかった。903円であれば納得はできる額である。
- 委 員 事業者の公共工事に対する割合は20~30%位あると思  
うが、民間工事と公共工事で賃金の差がでることになる。
- 会 長 903円を日給換算すると7,224円となりそんなに高く  
ない額と思う。
- 事務局 公共工事設計労務単価は、ボーナス、通勤手当も込みの  
額であるが、この903円は、最低賃金法の考え方を適  
用するので、手当を含めない額である。公共工事設計労  
務単価の90%が1000円くらいの労働者は逆転するこ  
とになる。
- 会 長 それでは、工事の熟練者以外の労働者及び業務委託の下  
限額については、903円とすることとします。

・議題2 「その他の重要事項について」

案件説明 (會田総務契約課長が説明を行った。)

会 長 指定管理協定中の各コミュニティセンターについてですが？

事務局 各運営協議会は市の臨時職員の賃金で運営している。清掃等の業務は、別事業者が1000万円未満で、行っている。施設の管理を行っていない。

会 長 施設の管理をしない指定管理は対象外とする方向でやむを得ないのでは？

会 長 公契約条例改正施行規則については本日配布されましたので、明日の審議とします。

事務局 公契約用労務台帳の報告については、毎月とするのか、期間中3回とするのか？

会 長 先例市と同じ3回が妥当と考える。

・議題3 「その他」

会 長 条例第9条第2項にこの条例の施行状況について検証を行うことができるとあるが、予算措置等の関係もあるので早い時期に開催をする必要があるのでは日程を考えて欲しい。